

新型インフルエンザ等対策業務計画 要旨

新京成電鉄株式会社

平成26年9月

1. 基本方針

- ・お客様をはじめ、従業員等の安全を確保する。
- ・鉄道運行の継続を根幹に、地域の生活基盤を確保する。
- ・発生に備えた事前の準備を行い、職場における感染予防に取り組む。
- ・常に新しい情報を収集し、状況に即した対応ができる体制を構築・維持する。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・社長は、国や地方公共団体が新型インフルエンザ等に係る宣言を発表した場合は、新型インフルエンザに対する会社の対応方針を協議するため、事業継続計画（新型インフルエンザ等編）により異常時対策規則に基づく感染症対策本部を設置する。
- ・新型インフルエンザ等対策業務を実施するにあたり、関係各所との連携を図る。

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- ・優先業務、事業継続に必要な要員の確保策、減員運用策等を適切に実施する。
- ・従業員への感染予防、事業所内の感染拡大防止に努める。
- ・関係各所との情報交換など情報収集を行い、感染症対策本部により情報を集約し、迅速かつ適切に情報を発信する。

4. 教育・訓練

- ・事業継続計画を基に、新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策等の教育の実施に努める。
- ・国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び同業他社等と連携し、新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努めることと、その他訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

5. 計画の見直し

- ・適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。

以上